

「国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律」の概要

本資料は、「国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律」及び自由民主党「内閣第一部会・社会機能移転分散型国づくり推進本部合同会議」資料を基に、福岡県企画総務課において作成したもの。

1. 目的

国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼす大規模災害（首都直下地震、富士山噴火を想定）に備え、副首都の整備をはじめとする国家社会機能継続性確保施策を総合的かつ計画的に推進する。

これにより、公共の福祉の確保及び国民生活の向上を図るとともに、多極分散型経済圏の形成を通じて、我が国経済の成長に資することを目的とする。

2. 主な定義

(1) 首都中枢機能代替地域

大規模災害が発生し、東京圏において首都中枢機能を維持することが困難となった場合に、必要に応じて一定期間、その一部を代替する機能を担う地域

(2) 副首都

大規模災害が発生し、東京圏において首都中枢機能を維持することが困難となった場合に、必要に応じて一定期間、その全部又は大部分を代替する機能を担うとともに、多極分散型経済圏の形成の中核となる機能を担う道府県として、内閣総理大臣が指定した道府県。

(3) 多極分散型経済圏の形成

人口及び経済に関する機能が特定の圏域に過度に集中することなく、国土全体にわたり適正に配置され、それぞれの圏域が有機的に連携しつつ、その特性を活かして発展する国土を形成すること。

3. 副首都の指定要件・手続き

項目	内容
指定方法	・要件に該当する地域を含む道府県の申出に基づき、内閣総理大臣が指定 ・申出を行う道府県は、あらかじめ、道府県議会の議決を経る必要がある。
主な要件	東京圏との同時被災の可能性が低いものとして政令で定める要件に該当することに加え、次の三要件のいずれにも該当すること。 ① 国の行政機構の立地状況について、政令で定める要件を備えていること ② 人口及び経済の集積状況について、政令で定める要件を備えていること ③ 副首都が担う機能を十分に発揮するために必要な地方行政体制について、政令で定める要件を備えていること 【参考】与党資料における政令イメージ ※① 国の出先機関の一定程度の立地 ※② 一定程度の経済力（県内GDP）と人口の集積 ※③ 道府県と政令市との連携（連携協約等）、又は特別区の設置等により必要な地方行政体制が整備されていること

4. 推進体制・主な施策

(1) 推進本部の設置

内閣に、内閣総理大臣を本部長とする「国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部」を設置。推進本部は、基本方針案の作成、施策の実施の推進・検証・総合調整、副首都整備方針の作成等を行う。

(2) 基本方針

政府は、法案施行後1年以内に、副首都の整備をはじめとする国家社会機能継続性確保施策を総合的かつ計画的に推進するための「基本方針」を定める。

(3) 副首都整備方針

推進本部は、副首都ごとに基本方針に即して「副首都整備方針」を定める。同方針には、副首都整備の目標、産業競争力の強化及び経済活動の拠点形成、交通網その他の都市基盤の整備、国の機関等の拠点整備及び機能強化、圏域内の地方公共団体との連携等を定める。

方針の作成に当たっては、当該副首都の長の意見を聴き、その意見を尊重するとともに、関係地方公共団体の意見を聴くものとされている。

(4) 国による措置

政府は、必要な法制上・財政上・税制上の措置を講じる。

また、副首都がその機能を十分に発揮できるよう、首都中枢機能の代替のための国の機関等の拠点の整備、交通施設の整備及び都市機能の増進に資するまちづくり、必要な規制緩和、民間投資を促進するための税制上の措置、民間の資金・経営能力及び技術的能力の積極的な活用等の施策を講ずる。

このほか、人口及び国家社会機能の分散的配置、地方公共団体の業務及び民間事業者等の事業継続、交通・通信体系の多重性・代替性の確保等に関する施策を推進する。

※具体的な支援制度、財源及び国・地方の負担のあり方については、今後の基本方針、副首都整備方針及び個別制度等において具体化される。

5 今後のスケジュール

- ・ 令和 8 年 10 月：指定要件等を定める政令の制定、法施行（見込）
※法律上は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行
- ・ 法施行後 1 年以内：基本方針の閣議決定
※令和 9 年 10 月までを想定
- ・ 法 施 行 日 か ら：集中推進期間令和 13 年 3 月 31 日まで
- ・ 時 期 未 定：副首都の指定、副首都ごとの整備方針の策定